

1. 基本方針

- (1) 部活動における運営体制を整え、学習活動と部活動との両立が図れるよう計画的・効果的な活動を行う。
- (2) 建学の精神のもと、活動を通して礼儀・マナーを重んじ、豊かな人間性と社会性を育む。
- (3) 部活動顧問は、技術・競技力向上の指導のほか、生活指導・学習指導に積極的に関与し、充実した学校生活となるよう指導する。

2. 適切な運用のための体制

- (1) 教師の長時間勤務の解消に向け業務改善及び勤務時間管理等を行なうなど円滑に部活動が実施できるよう取り組む。
- (2) 顧問は本活動方針に則り年間の活動計画を作成し、校長に提出する。また、活動実績を記録する。
- (3) 言葉の暴力も含め体罰、ハラスメントのない指導に徹する。
- (4) 保護者に対し顧問として指導に関する基本方針・顧問との連絡方法(欠席連絡等を含む)・練習計画・活動時間・休養日・緊急連絡体制・徴収金(部費)等を示し、理解と協力を得る。
- (5) 徴収金(部費)等は、収支決算し年度毎に記録を保存する。

3. 安全で効率的・効果的な活動の推進

- (1) 事故の未然防止に努めるとともに、施設設備の安全点検を行なう。
- (2) 運動部顧問は、心肺蘇生法、AEDの使用方法を習得し、危機管理体制を整える。

4. 活動時間及び適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は、原則として、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日1日以上、土日1日以上、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- (2) 原則として、休業日は活動しない。
- (3) 上記の基準を外れ、週末を含む休業日に活動する場合(各種大会・練習試合を含む)は、事前に活動伺い(許可願)を提出し許可を得る。(この場合も2日連続での休業日の活動は禁止とする)
- (4) 1日の活動時間は、原則として、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(土日を含む)は、3時間程度とする。なお、大会や練習試合等により、基準とする一日の活動時間を上回る場合には、他の活動時間を調整するなど、週当たりの活動時間にも留意する。
- (5) 定期考査1週間前及び定期考査中の活動は、原則として、禁止とする。
- (6) 朝の活動は、原則として、禁止とする。
- (7) 長期休業中(夏季・冬季・学年末休業)の休養日の設定は、原則として、学期中に準ずる。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- (8) 長期休業中の活動時間は、原則として、教員の正規の勤務時間内(定時退勤時間迄)で設定する。
- (9) 大会等に参加した場合は、翌週に休養日をとる。

5. 各種大会及び練習試合の参加について

- (1) 大会参加については県高体連及び県高文連が主催、共催する大会で学校長が許可したもの及び各部活の活動方針の趣旨に則り精査した大会等で学校長が許可したものについて参加を認める。
各部の実情を考慮しつつ、参加する大会や練習試合等を精選し、負担軽減を図るとともに、生徒の多様な教育活動に充てる時間を確保する。
- (2) (上記大会等の)参加については、各部の年間活動計画に予め位置づけるものとし、顧問はそのための活動方針(年間活動計画)を年度当初に提出する。